

株式会社エフエム京都に対する勧告について

令和 8 年 7 月 3 1 日

公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は、本日、株式会社エフエム京都（以下「エフエム京都」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

法 人 番 号	7 1 3 0 0 0 1 0 0 4 4 1 0
名 称	株式会社エフエム京都
本 店 所 在 地	京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 6 2 0 番地 C O C O N K A R A S U M A 8 F
代 表 者	代表取締役 堀 秀和
事 業 の 概 要	ラジオ放送業等
資 本 金	5 4 0 0 万円

違反事実の概要	エフエム京都は、放送番組等の制作に係る音源の制作、出演等を特定受託事業者に委託していた（以下「本件業務委託」という。）ところ、令和 6 年 1 1 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 1 0 日までの間、 1 特定受託事業者 3 9 名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、明示事項の全部又は一部を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。 2 特定受託事業者 2 9 名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。 3 特定受託事業者 3 名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して 6 0 日を超えて報酬の支払期日を定め、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して 6 0 日を経過する日までに報酬を支払わなかった。
---------	---

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所フリーランス課

電話 0 6 - 6 9 4 1 - 2 2 0 6 （直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

勧告の概要	今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること。 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと。等
違反法条	フリーランス・事業者間取引適正化等法 第3条第1項（取引条件の明示義務） 第4条第5項（期日における報酬支払義務）

株式会社エフエム京都に対する勧告(概要)

【フリーランス・事業者間取引適正化等法】



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



業務委託の内容

ラジオ放送等の番組音源制作、出演、
放送したラジオ番組への意見等



音源制作者、出演者等
(特定受託事業者)
(39名)

違反行為の概要

令和6年11月1日から令和7年11月10日までの間、

- 1 特定受託事業者39名に対し、業務委託をした際、直ちに、取引条件を明示しなかった。(注1)
- 2 特定受託事業者29名に対し、給付を受領した日・役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。(注2①)
- 3 特定受託事業者3名に対し、役務の提供を受けた日から60日が経過した日までに報酬を支払わなかった。(注2②)



勧告の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、次の措置を講ずること。

- ① 取締役会の決議(今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと等を確認)
- ② 特定受託事業者との取引について、取引条件の明示及び支払期日までの報酬の支払の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずること
- ③ 研修を行うなど社内体制を整備すること 等

(注1) 取引条件の明示義務

特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない(法第3条第1項)。

(注2) 期日における報酬支払義務

給付を受領した日又は役務の提供を受けた日から60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定め、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第1項・第5項)。

① 支払期日が定められなかった場合は、給付を受領した日又は役務の提供を受けた日が

② 給付を受領した日又は役務の提供を受けた日から60日を超えて支払期日を定めた場合は、60日を経過する日が

それぞれ支払期日とみなされ、支払期日とみなされた日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第2項・第5項)。

1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

(1) 目的（第1条）

取引の適正化・就業環境の整備

(2) 本法の対象（第2条第1項、第5項、第6項）

フリーランス：「特定受託事業者」

発注事業者：「業務委託事業者」又は「特定業務委託事業者」

(3) 義務と禁止行為（第3条～第5条、第12条～第14条、第16条）

本法の規制は、**取引の適正化**と**就業環境の整備**の2つのパートで構成され、適用される義務と禁止行為は次のとおりです。

ア 発注事業者（業務委託事業者）が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）

イ 発注事業者（特定業務委託事業者）が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）
- ② 期日における報酬支払義務（第4条）

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務（第12条）
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）

ウ 発注事業者（特定業務委託事業者）が一定期間※以上の期間行う業務を委託する場合

※「一定期間」は、取引の適正化については1か月、就業環境の整備については6か月

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）
- ② 期日における報酬支払義務（第4条）

禁止行為 **取引の適正化**

- ③ 発注事業者の禁止行為（第5条）

- ・受領拒否の禁止
- ・報酬の減額の禁止
- ・返品禁止
- ・買いたたきの禁止
- ・購入・利用強制の禁止
- ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ・不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務（第12条）
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）

(4) 違反への対応（第6条～第9条、第11条、第17条～第20条、第22条、第24条～第26条）

報告徴収・立入検査（第11条及び第20条）

指導・助言（第22条）

中小企業庁の措置請求（第7条）

勧告（第8条及び第18条）

命令・公表（第9条及び第19条）

罰金・過料（第24条～第26条）

※報復措置の禁止（第6条第3項及び第17条第3項）

2 参照条文

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 個人であつて、従業員を使用しないもの

二 （略）

2 （略）

3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 事業者がその事業のために他の事業者物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。

二 事業者がその事業のために他の事業者役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。

4 前項第一号の「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）

二 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 （略）

5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 （略）

二 法人であつて、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 （略）

（報酬の支払期日等）

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務

委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

- 2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。

3・4 （略）

- 5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならない。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかったときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならない。

6 （略）

（勧告）

第八条 公正取引委員会は、業務委託事業者が第三条の規定に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに同条第一項の規定による明示又は同条第二項の規定による書面の交付をすべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第四条第五項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに報酬を支払うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3～6 （略）

公取適第918号
令和8年7月31日

京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地

COCONKARASUMA8F

株式会社エフエム京都

同代表者 代表取締役 堀 秀 和

公正取引委員会

同代表者 委員長 茶 谷 栄 治

勧 告 書

公正取引委員会は、株式会社エフエム京都（以下「エフエム京都」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第8条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 エフエム京都は、フリーランス・事業者間取引適正化等法を遵守する体制を確立するため、次の措置を講ずること。
 - (1) 次の事項を取締役会の決議により確認すること
 - ア 別表1の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項に規定するものをいう。以下「明示事項」という。）を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかったことは、同項の規定に違反するものであること

- イ 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること
 - ウ 別表 2 及び別表 3 の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託した際に、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 4 条第 2 項の支払期日までに報酬を支払わなかったことは、同条第 5 項の規定に違反するものであること
 - エ 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、当該特定受託事業者に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 4 条第 1 項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと
- (2) 令和 7 年 1 1 月 1 1 日から令和 8 年 7 月 3 1 日までの間に、別表 1 から別表 3 までの「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託をした内容と同種又は類似の内容の業務委託をした特定受託事業者に係る取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 3 条第 1 項及び第 4 条第 5 項の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には、特定受託事業者に係る取引の適正化のために必要な措置を講ずること
- (3) 今後、以下について、自社の役員及び従業員に対するフリーランス・事業者間取引適正化等法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること
- ア 特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること
 - イ 特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、当該特定受託事業者に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 4 条第 1 項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと
- 2 エフエム京都は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

- (1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）
の内容
- (2) 前記 1 に基づいて採った措置
- 3 エフエム京都は、次の事項を取引先特定受託事業者に通
知すること。
 - (1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）
の内容
 - (2) 前記 1 及び 2 に基づいて採った措置
- 4 エフエム京都は、前記 1 から 3 までに基づいて採った措
置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第 1 事実

- 1 (1) エフエム京都は、肩書地に本店を置き、ラジオ放送業等を行う法人たる事業者であって、二以上の役員があり、従業員を使用している。
- (2) 別表 1 から別表 3 までの「特定受託事業者」欄記載の事業者は、個人であって、従業員を使用していない。
- (3) エフエム京都は、別表 1 から別表 3 までの「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し、放送番組等の制作に係る音源の制作、出演等を委託していた（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）。
- 2 エフエム京都は、令和 6 年 1 1 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 1 0 日までの間、別表 1 の「特定受託事業者」欄記載の事業者 3 9 名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、明示事項の全部又は一部を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。
- 3 (1) エフエム京都は、令和 6 年 1 1 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 1 0 日までの間、別表 2 の「特定受託事業者」欄記載の事業者 2 9 名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。
- (2) エフエム京都は、令和 6 年 1 1 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 1 0 日までの間、別表 3 の「特定受託事業者」欄記載の事業者 3 名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して 6 0 日を超えて報

酬の支払期日を定め、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して60日を経過する日までに報酬を支払わなかった。

第2 法令の適用

前記事実によれば、別表1から別表3までの「特定受託事業者」欄記載の事業者は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第1項に規定する特定受託事業者に、本件業務委託は、同条第3項に規定する業務委託に、エフエム京都は、同条第5項に規定する業務委託事業者及び同条第6項に規定する特定業務委託事業者に、それぞれ該当するところ

- 1 エフエム京都の前記第1の2の行為は、特定受託事業者に対し業務委託をした際に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなかったものであり、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項の規定に
 - 2 エフエム京都の前記第1の3(1)の行為は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第2項の規定により報酬の支払期日とみなされる特定受託事業者の給付を受領した日又は特定受託事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかったものであり、同条第5項の規定に
 - 3 エフエム京都の前記第1の3(2)の行為は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第2項の規定により報酬の支払期日とみなされる特定受託事業者から役務の提供を受けた日から起算して60日を経過する日までに報酬を支払わなかったものであり、同条第5項の規定に
- それぞれ違反するものである。

よって、エフエム京都に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条第1項及び第2項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】